

射水市少子化対策推進委員会幼稚園部会設置要領

(設置)

第1条 今後の市立幼稚園の方向性を取りまとめるため、射水市少子化対策推進委員会設置要綱(平成18年射水市告示第37号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、射水市少子化対策推進委員会幼稚園部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、射水市少子化対策推進委員会(以下「委員会」という。)から附託された次に掲げる事項について検討し、その結果を委員会へ報告するものとする。

- (1) 市立幼稚園のあり方に関すること。
- (2) 市立幼稚園の諸課題に係る情報の収集・整理に関すること。
- (3) その他就学前の幼児の教育・保育に係る調査・研究に関すること。

(委員)

第3条 要綱第7条第2項の部会委員(以下「部会委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 委員会の委員で市長が指名する者
- (2) 教育・保育に関し識見を有する者
- (3) 市内の民間幼稚園又は民間保育園を運営する法人の代表者又はその指名する者
- (4) 市内の幼稚園又は保育園に通園する子どもの保護者
- (5) 市立幼稚園が所在する地域を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員)

- 2 部会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 部会委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。